白河市地域福祉活動計画

（平成２６～３０年度）

「誰もが安心　みんなでつくる福祉のまち　しらかわ」

平成２６年3月

社会福祉法人 白河市社会福祉協議会

はじめに

近年の少子・高齢化や家族形態の変化などに伴い、地域の相互扶助機能が低下するとともに、地域住民のつながりも希薄化しており、地域では様々な福祉課題が生じてきています。

こうした中での望ましい福祉社会の姿は、「家庭や地域社会の中で共に支え合いながら、誰もが住み慣れた地域で、安心して日常生活を送ることができる社会」であると思います。

白河市においては、平成２５年３月に「誰もが安心・いきいきと暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念とした「白河市地域福祉計画」を策定いたしました。

その計画に基づき、白河市社会福祉協議会では、地域福祉活動を推進するため、地域が抱える様々な福祉課題を地域全体の課題として捉え、課題解決に向けて互いに協力し合いながら、福祉のまちづくりの実現を目指し、「白河市地域福祉活動計画」を策定いたしました。

この計画の推進につきましては、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるよう、市民の皆様、関係機関・団体の皆様と協働して、計画の実現に向けて様々な事業に取組んで参りたいと存じますので、ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

おわりに、この計画の策定にあたり、白河市地域福祉活動計画策定委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました多くの皆様に対しまして、厚くお礼申し上げます。

社会福祉法人白河市社会福祉協議会

会　長　　伊　藤　　満

目　次

第１章　地域福祉活動計画の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
　１　活動計画の趣旨・目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　２　活動計画の位置づけ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　３　活動計画の構成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
　４　活動計画の期間と見直し時期 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
　５　活動計画策定の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第２章　基本理念・基本目標・基本計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
　１　基本理念 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
　２　基本目標 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
　３　基本計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
　４　活動計画の体系図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10

第３章　実施計画（事業） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

第４章　資料編 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
　１　市実施アンケート等分析結果・課題のまとめ ・・・・・・・・・・・・29
　２　策定体制及び経過 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30

第１章　地域福祉活動計画の概要

第１章　地域福祉活動計画の概要

１．活動計画の趣旨・目的

近年、急速な少子高齢化、核家族化の進行や地域住民間の希薄化など私たちを取り巻く環境は大きく変容し、さらに経済情勢や雇用環境の厳しさなどから、孤独死や自殺、ひきこもりといった社会的孤立の問題、経済的困窮や低所得の問題、虐待や悪質商法などの権利擁護の問題など、地域における福祉課題や生活課題は多種多様化しています。

このように社会環境が変容し、多種多様な課題が深刻化する中、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、自分の力（自助）で課題を解決できることばかりではありません。公的な支援（公助）はもちろんのこと、地域において互いに助け合い、支え合う（共助）住民主体の地域福祉活動がいっそう求められています。

こうした状況の中、白河市は、地域福祉を推進するために平成２５年度から５年間を計画期間とした「白河市地域福祉計画～誰もが安心・いきいきと暮らせる福祉のまちづくり～」（以下「福祉計画」という。）を平成２５年３月に策定いたしました。

これらを踏まえ、白河市社会福祉協議会（以下「当会」という。）では、白河市が策定した「福祉計画」に基づき、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを目指して、平成26年度から5年間を計画期間とした「白河市地域福祉活動計画」（以下「活動計画」という。）を策定いたしました。

２．活動計画の位置づけ

「地域福祉活動計画」は、市町村（行政機関）が策定する「地域福祉計画」を基に、社会福祉協議会（民間団体）が、地域住民をはじめ、地域の支え合い、助け合いを行っている団体や公的なサービスを行う行政機関と連携・協働しながら地域福祉活動を推進するためにつくる民間の計画です。

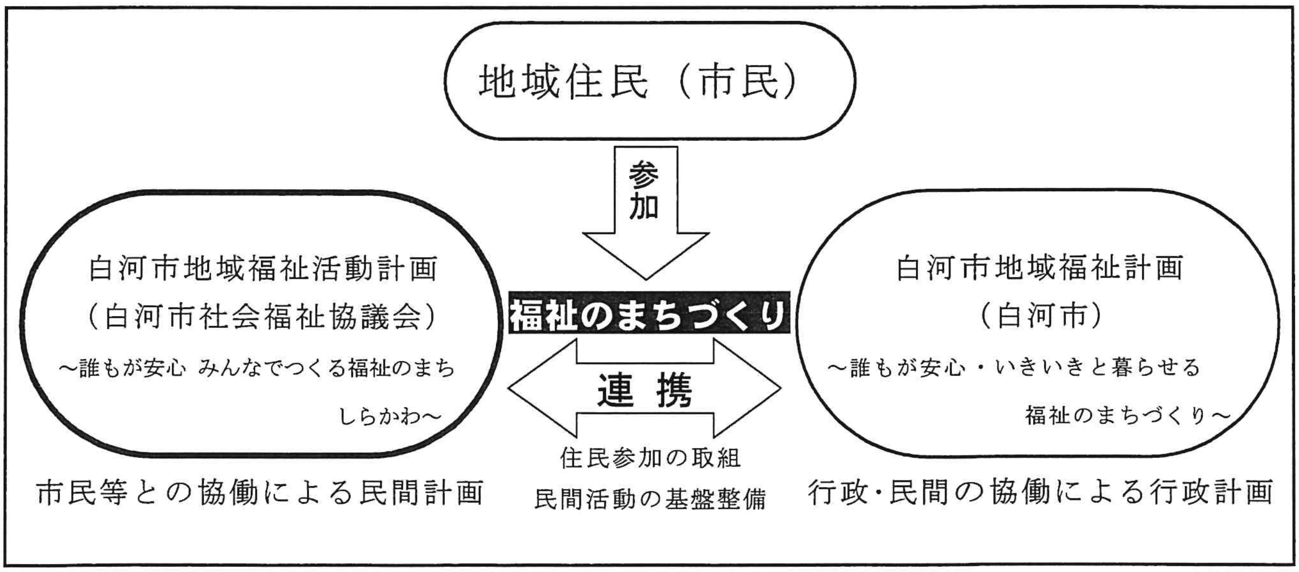

３．活動計画の構成

この活動計画は、「基本理念」・「基本目標」・「基本計画」・「実施計画」からなる４つの構成としました。

基本理念のもと、計画策定にあたっての基本目標を定め、その目標に基づいた基本計画及びその具体的な実施計画を示しています。

４．活動計画の期間と見直し時期

この活動計画は、平成２６年度から平成３０年度までの５カ年計画です。

活動計画の推進にあたっては、地域福祉活動推進委員会（仮称）を設置し、進捗状況を点検、評価しながら、必要に応じて見直しを行います。

５．活動計画策定の方法

（１）委員会等の設置

活動計画策定にあたり、地域福祉活動団体や市民活動団体などで構成される「白河市地域福祉活動計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置し、素案検討、原案作成などを行いました。また、当会職員及び白河市の関係職員で構成する「白河市地域福祉活動計画策定プロジェクトチーム」（以下、「プロジェクトチーム」という。）を組織し、課題の分析や整理、福祉計画との整合性を確認しながら素案作成などを行いました。

（２）アンケート及び懇談会

白河市が福祉計画策定にあたり、平成２４年度に実施した市民意識調査及び福祉懇談会の調査結果を活用し、課題の抽出、分析を行いました。また、民生児童委員協議会定例会活動や会長連絡会から得られた福祉課題や生活課題を反映させました。

第２章　基本理念・基本目標・基本計画

第２章　基本理念・基本目標・基本計画

１．基本理念

誰もが安心　みんなでつくる福祉のまち　しらかわ

近年、家族形態、住民意識の多様化により、様々な福祉課題や生活課題が生じてきています。地域住民が互いに支え合い、関係機関及び団体等と連携を図りながら、課題を解決し、誰もが安心して暮らすことができるよう、「誰もが安心　みんなでつくる福祉のまち　しらかわ」を基本理念に掲げ地域福祉活動を推進します。

２．基本目標

基本目標を定めるにあたり、「福祉計画」の施策の展開の９項目及び白河市が実施した市民意識調査結果（「福祉計画」Ｐ４９～資料編）などから次の３つの基本目標を定めて施策の展開をしていきます。

基本目標１　支え合いのまちづくり

地域における人と人とのつながりを広げ、結びつきを強めることで、安心して暮らせる支え合いのまちづくりを目指します。

基本目標２　福祉の情報・啓発・教育の充実

身近な福祉情報を発信し、福祉への正しい理解を広げ、地域において福祉の芽が育まれるよう、広報、啓発及び教育の充実を図ります。

基本目標３　市民の立場に立った福祉サービスの充実

保健・医療・福祉などの各分野と連携し、総合的なサービスができるよう、市民の立場に立った福祉サービスの充実を図ります。

3．基本計画

基本目標達成のため、骨子となる基本計画を設定し、実施計画を推進していきます。

基本目標１　支え合いのまちづくり

基本計画１　地域づくりの推進

地域には、子どもからお年寄り、障がいのある方まで、様々な人が生活しています。安心して暮らせる福祉のまちをつくるには、お互いの理解やニーズの把握（生活課題の発見）に努めることが重要です。そのためには、情報交換や相談などをする「場」が必要になります。地域には、様々な人が暮らしていることを知り、理解する心を育み、いろいろな想いを共有できるような地域づくりを進めます。

基本計画２　ボランティア事業の推進

ボランティアの育成や活性化は、地域における人と人のつながりを生み出し、市民同士が互いに理解することで、助け合い、支え合うまちづくりにつながります。そのために、ボランティア活動に参加するきっかけづくりの工夫、活動分野や方法の多様化、情報提供の充実を図り、多くの市民がボランティア活動に参加できるようにボランティア事業を推進していきます。

基本目標２　福祉の情報・啓発・教育の充実

基本計画１　広報啓発の推進

より多くの市民に情報が届き、福祉をより身近なものとして浸透するように広報誌及びホームページを通して情報を積極的に発信し、関係機関と情報面での連携を図り、福祉情報を効果的に提供できるようにしていきます。

また、福祉に対する関心を高めるため、イベントを通しての啓発活動を行い、市民の福祉への理解と参加を促すため広報啓発活動を積極的に推進していきます。

基本計画２　福祉教育の推進

福祉教育を推進するために、小学校や中学校等との連携を図り、高齢者疑似体験やボランティアなどの体験学習が継続的に展開されるよう取り組みます。

また、あらゆる世代に向けた福祉教育に取り組み、多くの市民が地域福祉について理解し、地域の担い手になれるように福祉教育を推進していきます。

基本目標３　市民の立場に立った福祉サービスの充実

基本計画１　地域福祉サービス事業の推進

生活スタイルの変化等から、生活課題は多種多様化し、住民一人ひとりのニーズへの対応が複雑になっているため、各種社会福祉施策の充実やセーフティネットの整備など、より一層の福祉サービスの提供が求められています。

特に金銭管理や意思決定能力が十分でない高齢者や障がい者、さらには、経済的困窮世帯への支援体制が必要とされています。

また、原発事故により避難を余儀なくされた方への支援も必要となっており、住民から寄せられる課題を把握しながら地域福祉サービス事業を推進していきます。

基本計画２　在宅福祉サービス事業の推進

近年、高齢者の一人暮らし世帯や夫婦世帯の増加など、超高齢社会を迎えようとしています。こうした中、高齢者の総合相談支援を行う地域包括支援センターの役割、介護保険制度による介護サービス、障がい者に対する障害者自立支援事業は、地域で安心して生活していくためには欠かせない重要なサービスになっています。

利用者やその世帯の生活課題を十分に把握し、ニーズに即した質の高いサービス提供を適切かつ柔軟に行い、人材の育成を図りながら在宅福祉サービス事業を推進していきます。

４．活動計画の体系図

基本理念	基本目標	基本計画	実施計画（事業）
誰もが安心　みんなでつくる福祉のまち　しらかわ	支え合いのまちづくり	地域づくりの推進	１．福祉台帳(災害時要援護者)システムの整備・活用 ２．子育て支援事業 ３．地域世代間交流事業 ４．社会福祉関係団体との連携 ５．福祉懇談会・相談会の実施（新規）
		ボランティア事業の推進	１．ボランティアセンター事業 ２．分野別ボランティア養成講座の実施（新規） ３．児童・生徒のボランティア活動普及事業 ４．サマーショートボランティアスクール ５．ボランティア活動保険の加入促進 ６．災害ボランティア活動支援体制の整備 ７．ボランティア情報紙の発行（新規）
	福祉の情報・啓発・教育の充実	広報啓発の推進	１．社協だより「なごやか」の発行 ２．声の広報の貸出 ３．ホームページによる情報発信 ４．福祉まつり ５．福祉講演会 ６．社会福祉大会の実施（新規）
		福祉教育の推進	１．高齢者疑似体験 ２．学校と協働での福祉教育活動の実施（新規）
	市民の立場に立った福祉サービスの充実	地域福祉サービス事業の推進	１．日常生活自立支援事業（あんしんサポート） ２．生活福祉資金貸付事業 ３．生活援助資金貸付事業 ４．福祉人材センター事業 ５．老人福祉センター事業 ６．車いすの貸出 ７．児童福祉事業（保育園運営） ８．生活支援相談員事業 ９．共同募金（募金運動・配分事業） １０．心配ごと相談事業 １１．福祉のつどい
		在宅福祉サービス事業の推進	１．介護保険事業 ２．地域包括支援センター ３．障害者自立支援事業 ４．生きがいデイサービス事業 ５．身体障害者訪問入浴事業

第３章　実施計画（事業）

第３章　実施計画（事業）

実施計画表について

現状の事業内容、今後の事業の方向性、計画の目標、事業を進めていくうえで関わっていく団体などをまとめました。また、事業を総合的に判断し、現状と今後の目標を下表により１～３の数値で表記しました。

（現状値）

値	現状値（進捗状況と事業成果）
1	望ましい状態に進捗せず、成果は少ない。
2	望ましい状態に近づいていて、一定の成果を上げている。
3	極めて望ましい状態で、成果は大きい。

（目標値）

値	目標値
1	事業内容を見直し、成果を上げていく。
2	現状を維持し、継続していく。
3	事業内容を充実させ、さらなる成果を上げていく。

○地域づくりの推進

No.	実施計画（事業）	現状の事業内容	現状値	事業の方向性	計画の目標	目標値	関係機関･団体等
1	福祉台帳(災害時要援護者)システムの整備・活用	災害時における安否確認について特に配慮すべき要援護者の所在地を、民生児童委員からの情報を基に、地区ごとの地図に記載し把握しています。また、作成した台帳などの情報を民生児童委員と共有し平常時の見守り活動等にも活用しています。	1	関係機関と情報を共有し、効果的な活用をしていきます。	定期的な情報の更新により、常に最新の情報になるようシステム管理に努めます。	1	民生児童委員
2	子育て支援事業	保育園では、幼稚園、保育園に通園していない乳幼児の家族に対して保育士が子育ての悩みなどについて相談を受けています。 【内容】 電話・来園などによる子育て相談、入園児とのふれあい事業、分野別指導者による講話などを実施しています。 【白河保育園】 なかよし保育園 【白河みのり保育園】 わくわくランド	1	保育園内だけでの事業実施にとどまらず、今後は地域に出向くなど園外での実施を検討、計画していきます。また、保育園で所有する絵本などの貸出サービスをすることにより、子育て中の親子などが集える場を作っていきます。	広報啓発に努め、利用者が相談しやすい丁寧な関わりができるよう実施していきます。	1	町内会（地域住民）・行政機関

No.	実施計画（事業）	現状の事業内容	現状値	事業の方向性	計画の目標	目標値	関係機関･団体等
3	地域世代間交流事業	心のふれあいや相互の理解を深め、地域社会で共に暮らしているという共通認識を育むことができるよう、保育園やデイサービスに児童、生徒、各種ボランティア団体を受け入れ交流を図り、また他団体等が実施する世代間交流事業の支援をしています。	2	世代を超えた心の交流を図っていきます。	内容を充実し、継続して実施していきます。	3	保育園・幼稚園・小学校・中学校・高等学校・ボランティア団体など
4	社会福祉関係団体との連携	社会福祉活動に携わる様々な機関・団体との連携により地域福祉の諸問題の解決に努め、福祉事業の推進を図っています。	2	効果的な福祉事業の展開や誰もが安心して暮らせるコミュニティーづくりを推進します。	関係機関・団体との連携強化を図ります。	2	行政機関・社会福祉活動に携わる各種団体
5	福祉懇談会・相談会の実施（新規）	ー	ー	地域の公民館などで行われる会合やサロン等の会場に出向き、福祉事業の説明、地域の福祉課題の話し合い、福祉に関する相談を行います。	地域における福祉課題や生活課題を把握することで、今後の事業の検討・計画につなげていきます。また、内容に応じて適切な関係機関へのつなぎ（橋渡し）を行います。	ー	町内会・民生児童委員・行政機関

○ボランティア事業の推進

No.	実施計画（事業）	現状の事業内容	現状値	事業の方向性	計画の目標	目標値	関係機関･団体等
1	ボランティアセンター事業	ボランティアに関する相談・登録・斡旋をし、ボランティアを「したい人」と「してもらいたい人」とをつなげています。また、白河地区でボランティア活動をしている団体が登録する白河市ボランティア連絡協議会の事務局を担っています。	2	ボランティアコーディネーターの専門性を高め、センター運営を強化します。また、事業推進のためのボランティアセンター運営委員会（仮称）の設置を検討します。	ボランティアに関する情報を発信し、新たなボランティアの発掘、養成を行います。また、ボランティア団体の連携強化を図ります。	3	ボランティア団体・ＮＰＯ法人
2	分野別ボランティア養成講座の実施（新規）	－	－	ボランティア活動へのきっかけづくりのために、ニーズに合わせた分野別の養成講座を行います。	ボランティア活動に参加する機会の充実を図ります。また、受講後の活動支援を行います。	－	－
3	児童・生徒のボランティア活動普及事業	市内の小学校・中学校・高等学校をボランティア協力校として指定し、ボランティア活動の支援及び活動費の補助（3カ年）を行っています。	2	協力校が実施する活動に対し、関係機関との連絡調整や情報提供などを行い、活動しやすいように支援していきます。	ボランティア活動に興味が持てるように様々な分野を体験してもらい、共に支え合う心が育つように事業推進を図ります。	2	小学校・中学校・高等学校・ボランティア団体
4	サマーショートボランティアスクール	高校生を対象に、夏休み期間を利用して、福祉施設でのボランティア活動体験の場を提供しています。	2	活動体験により、自分たちが住む地域福祉の現状の理解やボランタリーな精神を育成します。	より多くの生徒たちが参加できるように努め、受講生の拡大を図ります。	2	福祉施設・高等学校
5	ボランティア活動保険の加入促進	ボランティア活動保険の加入手続きを行っています。	2	継続して実施していきます。	広報誌やホームページなどにより周知を図ります。	2	－

No.	実施計画（事業）	現状の事業内容	現状値	事業の方向性	計画の目標	目標値	関係機関･団体等
6	災害ボランティア活動支援体制の整備	行政が行う総合防災訓練での「災害ボランティアセンター」立ち上げ訓練や災害ボランティア関係研修会に参加し、災害時に備えています。	2	災害時には、災害ボランティアセンターを立ち上げ、ボランティアの受け入れや派遣の調整など行います。また、関係機関との連携を深め、スムーズな設置運営ができるよう普段からの準備を進めます。	災害ボランティアに関する研修会への積極的な参加及び研修会を実施します。また、運営に必要な物品の整備を図ります。	2	行政機関・ボランティア団体・民生児童委員・ＮＰＯ法人
7	ボランティア情報紙の発行（新規）	ー	ー	年に数回発行し、ボランティア活動報告・募集案内、ボランティア団体の紹介等を行います。また、ボランティア団体と協働で発行できるよう努めます。	広報啓発によりボランティア活動に参加するきっかけづくりに努めます。	ー	ボランティア団体

○広報啓発の推進

No.	実施計画（事業）	現状の事業内容	現状値	事業の方向性	計画の目標	目標値	関係機関･団体等
1	社協だより「なごやか」の発行	社会福祉協議会の広報誌を年４回発行することで、市民への周知を図っています。	2	社会福祉協議会の事業内容をPRし、社協の活動内容や福祉に興味を持ってもらえるような内容にしていきます。	わかりやすい紙面づくり、魅力ある広報づくりに努めます。	2	－
2	声の広報の貸出	ボランティアの協力により社協だより「なごやか」や市の「広報しらかわ」の音訳テープを作成し、視覚障がい者に貸出しすることで情報提供を行っています。	1	継続して実施していきます。	効果的な周知を図りながら、継続して実施していきます。また、障がい者団体などに周知しながら、利用促進を図ります。	1	ボランティア団体・障がい者支援団体
3	ホームページによる情報発信	社会福祉協議会のホームページを作成し、情報発信をしています。	2	内容を充実し、継続して実施していきます。	ホームページを定期的に更新し、最新情報の提供に努めます。	3	－
4	福祉まつり	年1回、屋内ゲートボール場「すぱーく白河」を会場に、ボランティア団体の協力得て福祉まつりを開催しています。	2	イベント内容の見直しを行い、より一層、福祉活動への理解が深まるよう検討し、継続して実施していきます。	福祉に関するブースや催しを増やし、福祉まつりの目的を明確にし実施します。	3	行政機関・ボランティア連絡協議会・保育園・高校生ボランティアなど
5	福祉講演会	年１回、福祉に関心を持っていただくために福祉講演会を実施しています。	2	内容を充実し、継続して実施していきます。	今日の福祉問題にあった「テーマ」や「講師」を選定し、魅力ある講演会にしていきます。	3	ボランティア団体
6	社会福祉大会の実施（新規）	－	－	地域福祉活動を推進するための周知機会とし、また社会福祉の発展に貢献された方々の顕彰を行うなど、２～３年後の開催を目指し事業内容の検討・計画をしていきます。	福祉への理解と関心の拡大を図り、地域福祉の充実を目指します。	－	ボランティア団体

○福祉教育の推進

No.	実施計画（事業）	現状の事業内容	現状値	事業の方向性	計画の目標	目標値	関係機関･団体等
1	高齢者疑似体験	高齢者や障がいのある方の気持ちや日常動作を体験により学び、理解を深めてもらうことを目的に行っています。学校の総合学習や社員教育において実施しています。	2	継続して実施していきます。	様々な世代で、高齢者や障がいのある方に対する理解を深める機会づくりに努めます。	2	小学校・中学校・高等学校・ボランティア団体・企業
2	学校と協働での福祉教育活動の実施（新規）	－	－	高齢者、障がい者への理解を深める福祉講座や車いす体験、高齢者疑似体験学習などを行います。	福祉について考える機会を作ります。また、福祉教育に関するメニューの開発に努めます。	－	小学校・中学校・高等学校・ボランティア団体

○地域福祉サービス事業の推進

No.	実施計画（事業）	現状の事業内容	現状値	事業の方向性	計画の目標	目標値	関係機関･団体等
1	日常生活自立支援事業（あんしんサポート）	認知症高齢者や障がいのある方など判断能力が不十分な方（ただし、契約行為が理解できる方）を対象として、本人と契約を結び福祉サービスの利用援助や生活に必要なお金の出し入れなどの支援を行っています。利用には、１回1時間あたり1,000円の他に交通費の実費がかかります。	2	今後、利用者の増加が予想されるため、相談支援体制の強化を図り、また、成年後見制度への移行ケースが増えてきているため、関係機関と連携しながら事業を進めていきます。	広報啓発に努め、関係機関と連携しながら事業推進を図ります。	2	行政機関・包括支援センター・居宅介護支援事業所・弁護士会・司法書士会・リーガルサポート・就業支援センター等
2	生活福祉資金貸付事業	他の貸付制度が利用できない低所得世帯、障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定を目的に、資金貸し付けの相談支援を行っています。	2	生活困窮者や日常生活の維持が困難な世帯などに対し、生活の立て直しのために継続的な相談支援を行います。	関係機関との連絡調整を密にし、相談支援の強化を図ります。	2	県社協・民生児童委員・行政機関
3	生活援助資金貸付事業	低所得者を対象として必要な生活資金の貸し付けを行い、その世帯の生活の維持と安定を図ることを目的に相談支援を行っています。 【貸付金額】 50,000円以内 【償還期間】 １年以内	2	生活困窮者や日常生活の維持が困難な世帯などに対し、生活の立て直しのために継続的な相談支援を行います。	関係機関との連絡調整を密にし、相談支援の強化を図ります。	2	民生児童委員・行政機関

No.	実施計画（事業）	現状の事業内容	現状値	事業の方向性	計画の目標	目標値	関係機関･団体等
4	福祉人材センター事業	福祉の職場で働きたい方々の求職登録の受付や各種相談に応じています。また、2ヶ月に一度、県社協より専門職員が来所し「福祉の仕事相談会」を実施しています。	2	継続して実施していきます。	相談支援及び広報による周知の強化を図ります。	2	福島県福祉人材センター・ハローワーク
5	老人福祉センター事業	高齢者の健康増進、教養の向上及びレクリエーション活動などをするための施設を白河市より指定を受けて管理運営しています。	2	市民の福祉増進を図るための施設として、適正な施設管理をしながら継続実施していきます。	地域の方が気軽に利用できるセンターづくりに努めます。	2	行政機関
6	車いすの貸出	在宅福祉の向上を目的に短期間（2～3日程度）の車いす無料貸し出しを行っています。	2	継続して実施していきます。	継続して実施していきます。	2	－
7	児童福祉事業（保育園運営）	【保育園】乳幼児の人格形成に保育が果たす役割を強く認識し、児童福祉法に基づき乳幼児にふさわしい生活の場を整え、創造的な思考や生活態度などの基盤作りをしています。	2	児童福祉の向上を目指し、継続して管理運営を行います。	関係機関と連携しながら、保育サービスの質の向上に努めます。	2	行政機関・小学校・ボランティア団体・民生児童委員

No.	実施計画（事業）	現状の事業内容	現状値	事業の方向性	計画の目標	目標値	関係機関・団体等
8	生活支援相談員事業	東日本大震災による被災者の生活復興支援のため、応急仮設住宅等における見守り、相談、福祉制度等の情報の提供、被災者を中心とした交流の場づくりなどに取組む支援を行っています。	2	避難生活も長期化し、今後、孤立化するケースの増加が心配されるため、引き続き巡回訪問を継続しながら相談支援を行っていきます。	関係機関と連携を密にし支援活動を行っていきます。	2	避難元社協・県社協・こころのケアセンター・包括支援センター・居宅介護支援事業所・行政機関
9	共同募金（募金運動・配分事業）	【募金運動】 共同募金運動は、毎年10月1日から12月31日まで、共同募金会（民間団体）によって、都道府県を単位として行われる募金活動です。募金は県内の民間が行う社会福祉事業の貴重な財源となっています。 ・戸別募金(世帯) ・法人募金(企業) ・学校募金(児童・生徒) ・職域募金(従業員) ・街頭募金(通行人) ・イベント募金(催しに集まる人) 【配分事業】 募金の一部が当会にも配分され地域福祉事業に活用しています。 ・福祉まつり ・福祉のつどい ・福祉講演会 ・高齢者疑似体験学習 ・ボランティア養成 ・広報発行 ・福祉団体助成 ・敬老会(お茶の提供) ・歳末配食サービス ・安心おやすみサービス　など	2	将来的にも社会福祉事業へのニーズは高まる一方、様々なニーズに対して公的な福祉資金で全てに応えることは困難であり、民間の福祉資金として共同募金の果たす役割の重要度は一層増すと考えられています。 また「配分事業」においては、目的や使途を明確にし、地域の社会福祉の課題に応える福祉サービスや活動に取り組む町内会及び団体等への助成を検討していきます。	共同募金への理解・協力を得るために、募金方法の開拓、使途の明確化、配分事業の見直し、新たな配分事業の検討を行いながら事業推進を図ります。	3	町内会・企業・小学校・中学校・民生児童委員・居宅介護支援事業所など

No.	実施計画（事業）	現状の事業内容	現状値	事業の方向性	計画の目標	目標値	関係機関･団体等
１０	心配ごと相談事業	毎月２回、地域住民のあらゆる心配ごとの相談に応じ、必要により社会資源を効果的に活用するなど、適切な助言を行っています。	2	相談者が気軽にかつ安心して利用できるような環境づくりに配慮し、継続して実施していきます。また、福祉ニーズの発掘に努めます。	利用者・相談件数ともに減少傾向にあるため、広報等で周知を図ります。	2	行政機関など
１１	福祉のつどい	年１回、市内在住６５歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、孤独感の解消、交流や親睦を目的とした会食会を白河市民生児童委員連絡協議会と協働で開催しています。	2	事業内容がマンネリ化しないよう努めるとともに、参加者の増加を目指します。	参加者が楽しめる内容を企画するなどして事業内容の充実を図ります。	3	民生児童委員

○在宅福祉サービス事業の推進

No.	実施計画（事業）	現状の事業内容	現状値	事業の方向性	計画の目標	目標値	関係機関･団体等
1	介護保険事業	【訪問介護】 要支援・要介護状態にある利用者宅に、資格を持ったホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行い、住み慣れた地域でその人らしく生活できるよう支援しています。 【通所介護】 在宅で暮らす要支援・要介護状態にある方を対象に、施設において、送迎、健康チェック、機能訓練、入浴、食事などの日帰り介護サービスを行っています。また、介護者の精神的・身体的負担の軽減を図っています。 【居宅介護支援】 介護支援専門員が要介護状態にある方やその家族に対し「ケアプラン」を要望にそって作成し、生活の質の向上と、自立した生活ができるように支援しています。 【訪問入浴介護】 要支援・要介護状態にある方に対し、移動入浴車で自宅まで訪問し、身体の清潔の保持及び心身機能の維持ができるよう入浴サービスを行っています。	2	介護保険法を遵守し、サービスの質の向上に努めるとともに、住み慣れた地域で安心して日常生活を送ることができるようサービスを行っていきます。	関係機関と連携しながら、サービスの質の向上に努めます。	3	行政機関・医療機関・介護保険事業所

No.	実施計画（事業）	現状の事業内容	現状値	事業の方向性	計画の目標	目標値	関係機関・団体等
2	地域包括支援センター	高齢者の総合相談窓口として、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごせるよう、主任介護支援専門員・社会福祉士・保健師等の三職種が連携し、介護予防事業、困難ケースの対応、ケアマネ支援などの業務を行っています。	2	センター認知度の向上を図るため、地域での活動（民協定例会出席など）を継続していきます。また、要支援認定者の増加に伴い業務量が増えてきているため、効率的に業務を行っていきます。	地域での活動を通して広報啓発に努めるとともに、地域の福祉を支える様々な関係者とネットワークを構築し密接な連携を図っていきます。	3	行政機関・民生児童委員・介護保険事業所・医療機関
3	障害者自立支援事業	【居宅介護・重度訪問介護】（障がい者ホームヘルプサービス） 資格を持ったホームヘルパーが利用者宅を訪問し、身体介護や家事援助を行い、住み慣れた地域でその人らしく生活できるよう支援しています。 【基準該当生活介護】（障がい者デイサービス） 介護を必要とする人に、利用者の希望や身体の状態に合わせ、送迎、健康チェック、入浴、機能訓練、食事などの介護サービスを行うとともに、心身のリフレッシュとなる支援をしています。	2	障害者総合支援法に基づき、サービスの質の向上に努めるとともに、住み慣れた地域で日常生活が送ることができるよう、必要に応じてサービスを行っていきます。	行政機関及び相談支援事業所と連携し、サービスの質の向上に努めます。	3	行政機関・医療機関・相談支援事業所

No.	実施計画（事業）	現状の事業内容	現状値	事業の方向性	計画の目標	目標値	関係機関･団体等
4	生きがいデイサービス事業	６５歳以上で要支援・要介護認定を受けていない一人暮らしの方に対し、施設において送迎、健康チェック、機能訓練、入浴、食事などの介護サービスを行います。また、安定した在宅生活を支えると共に、社会的孤立感の解消、心身機能の向上を図っています。	2	利用者が楽しみをもてるよう内容を充実していきます。	一人暮らしの高齢者の生きがいづくりと介護予防の一助になるよう努めます。	2	行政機関
5	身体障害者訪問入浴事業	移動入浴車で自宅まで訪問し、身体の清潔の保持及び心身機能の維持ができるよう入浴サービスを行っています。	2	サービスの質の向上に努め、継続実施していきます。	行政機関と連携を図りながら、サービスの質の向上を図ります。	2	行政機関

第４章　資料編

第４章　資料編

１．市実施アンケート等分析結果・課題のまとめ

（１）地域における支え合い活動の推進

・現状での隣近所との関係は、会えばあいさつをするといったあっさりした関係になっているが、今後は困ったときに助け合ったり、普段からお茶を飲んだりできるような近所づきあいを望んでいる。

・自身の日常生活が不自由になったとき近所の方にして欲しいこと、近所にそのような世帯があったとき自分にできることは、共に「安否確認の声かけ」が多数を占めている。

・災害時における住民同士の支援が必要と感じている人は多く、特に発災直後の安否確認や声かけの必要性については８割を占めている。

・住民相互の協力関係は、７割の人が必要と感じ、地域のつながりが求められている。

・要援護者の見守り活動、ボランティア活動、世代間交流など地域における支え合い活動の場や機会が求められている。また、その活動を担う人材の育成や協力団体のネットワーク化も必要となっている。

（２）福祉に関する相談体制・情報提供・啓発の充実

・福祉にかかわる相談窓口や機関について、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターや子育てに関する相談先の認知状況が低くなっている。

・福祉サービスの制度や仕組みについては、情報不足などの理由によりわかりにくいとの声が多い。社協が行っている地域福祉権利擁護事業は、約７割の方が知らないとの回答。

・福祉サービスの利用しやすさの環境については、どちらともいえないと整っていないの回答を合わせると７割を超えている。環境整備のためには、わかりやすい情報の提供や相談苦情に対応できる窓口の設置が必要との声が多数を占めている。

・相談体制の充実、相談機関の周知、わかりやすい情報提供(広報誌・ホームページ)、積極的な啓発活動が求められている。

（３）地域活動への参加促進

・地域の活動に参加している人は４割となっているが、今後地域の活動に参加していきたいとしている人は７割を超え、積極的な情報提供を図ったり、ボランティア事業の推進をし、地域住民の地域活動への参加促進を図っていくことが必要となっている。

・市民と行政のかかわりについて、公のサービスでは手の届きにくい課題に対し共に協力して取組むべきとの意見が多くあり、自助、共助の気持ちが感じられる。地域づくりの推進を図るために協働の関係が求められている。

（４）地域福祉・在宅福祉サービスの充実

・各対象者(高齢者・障がい者・子ども)に必要な施策の要望をみると多様化している。そのニーズにどのように対応していくかが課題である。

・課題解決に向けて保健、医療、福祉などの各分野の連携が必要である。

・サービスの更なる充実のために、福祉懇談会や相談会を通してニーズ把握に努め、既存事業の見直しや新規事業の検討をする必要がある。

2．策定体制及び経過

（1）白河市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（目的）

第１条　社会福祉法人白河市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が白河市において推進する白河市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）を策定するため、市社協に白河市地域福祉活動計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（協議事項）

第２条　策定委員会は、活動計画の策定に関する事項について協議する。

（組織）

第３条　策定委員会は次の各号に属する策定委員１２名以内で構成し、市社協会長が委嘱する。

（1）民生委員児童委員
（2）住民自治関係者
（3）社会福祉団体関係者
（4）ボランティア関係者
（5）関係行政機関関係者
（6）市社協関係者
（7）その他市社協会長が認めた者

２　策定委員会に委員長１名及び副委員長１名を置き、策定委員の互選により選出する。

３　委員長は、策定委員会を代表し、会務を掌理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第４条　策定委員の任期は、活動計画の策定が完了するまでとする。

（会議）

第５条　策定委員会は、委員長が招集し、議長となる。

２　策定委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

（費用弁償）

第６条　委員が、策定委員会に出席した場合の費用弁償は、市社協役員並びに評議員の報酬及び費用弁償に関する規程に準じる。

（庶務）

第７条　策定委員会の庶務は、市社協事業課において処理する。

（雑則）

第８条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市社協会長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成２５年5月１６日から施行する。

２　この要綱は、活動計画の策定が完了したときにその効力を失う。

（2）白河市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

	団　体　名　等	氏　名	備　考
1	白河市民生児童委員連絡協議会	和知　延	
2	白河市町内会連合会	牧田　幹雄	委員長
3	白河市老人クラブ連合会	有賀　寿夫	
4	白河市地域自立支援協議会	穂積　彰一	
5	白河市赤十字奉仕団連絡協議会	矢吹　幸彦	
6	表郷ボランティアネットワーク	藤田　敦子	副委員長
7	しらかわ市民活動支援会	樋口　葉子	
8	白河市ボランティア連絡協議会	藤本　崇	
9	白河市（保健福祉部社会福祉課）	村越　美穂子	
10	白河市社会福祉協議会	海野　仁兆	
11	白河市婦人団体連絡協議会	穂積　雅子	

（3）白河市地域福祉活動計画策定プロジェクトチーム設置要綱

（目的）

第１条　民間福祉の行動計画にあたる白河市地域福祉活動計画（以下、「活動計画」という。）の策定にあたり、その理念や意義を共有し、円滑かつ計画的に策定するため、社会福祉法人白河市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）に白河市地域福祉活動計画策定プロジェクトチーム（以下、「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　プロジェクトチームは次に掲げる事項について協議する。

（1）活動計画の策定に関する調査及び研究に関する事項

（2）活動計画素案の作成に関する事項

（3）その他活動計画に関する事項

（組織）

第３条　プロジェクトチームの構成員は市社協職員のうちから会長が指名する者及び白河市保健福祉部の職員のうちから会長が委嘱する者をもって構成する。

２　プロジェクトチームにリーダー及びサブリーダー１名を置き、構成員の互選により選出する。

３　リーダーは、プロジェクトチームを代表し、会務を総理する。

４　サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき又はリーダーが欠けたときは、その職務を代理する。

（任期）

第４条　任期は、活動計画の策定が完了するまでとする。

（庶務）

第５条　プロジェクトチームの庶務は、市社協事業課において処理する。

（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関し必要な事項は、リーダーが別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成２５年5月１６日から施行する。

２　この要綱は、活動計画の策定が完了したときにその効力を失う。

（4）策定までの経過

（策定委員会）

	開　催　日	内　容
第1回	平成25年6月20日	・委嘱状交付 ・策定委員会設置要綱について ・策定委員会委員長、副委員長の選出について ・地域福祉活動計画策定について ・策定スケジュールについて
第2回	平成25年10月30日	・アンケート等分析結果について ・地域福祉活動計画素案について
第3回	平成25年12月24日	・地域福祉活動計画素案について
第4回	平成26年2月7日	・地域福祉活動計画原案について
報告	平成26年2月18日	・牧田委員長より地域福祉活動計画を伊藤会長に報告

（プロジェクトチーム）

	開　催　日	内　容
第1回	平成25年7月19日	・委嘱状交付 ・プロジェクトチーム設置要綱について ・プロジェクトチームリーダー、サブリーダーの選出について ・地域福祉活動計画策定について ・策定スケジュールについて ・活動計画構成について ・市実施アンケート、座談会調査結果について
第2回	平成25年8月9日	・アンケート及び懇談会等内容分析結果等について ・課題の整理等について
第3回	平成25年9月27日	・ワークショップのまとめについて ・活動計画素案について
第4回	平成25年11月8日	・活動計画素案について
第5回	平成25年11月22日	・活動計画素案について
第6回	平成25年11月26日	・活動計画素案について
第7回	平成25年12月4日	・活動計画素案について
第8回	平成25年12月12日	・活動計画素案について
第9回	平成26年1月16日	・活動計画原案について

（表紙）　社会福祉協議会のシンボルマークについて

社会福祉及び社会福祉協議会の「社」の文字を図案化し、手を取り合って、明るい幸せな社会を建設する姿を表現しています。（昭和47年6月　全国社会福祉協議会　制定）

白河市地域福祉活動計画

発行　平成２６年３月

発行者　社会福祉法人白河市社会福祉協議会

〒961−0054

福島県白河市北中川原３１３

白河市中央老人福祉センター内

電　話　0248−22−1159

FAX　0248−21−0225

e-mail　honsyo@shirakawa-shakyo.ne.jp

HPアドレス　http://www.shirakawa-shakyo.ne.jp/